

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

○亀岡市生活保護法施行細則
 (地域福祉課) 2

—— 告 示 ——

○亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正
 (高齢福祉課) 4

○自動車臨時運行許可番号の執行
 (市民課) 7

○亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱の一部改正
 (土木管理課) 8

○指定地域密着型サービス事業者の指定
 (高齢福祉課) 8

○公示送達 (税務課) 9

○市道路線の区域変更に関する告示
 (土木管理課) 10

○市道路線の供用開始に関する告示
 (土木管理課) 11

○亀岡市条例制定請求代表者証明書の交付
 (総務課) 12

○国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 12

—— 公 告 ——

○一般競争入札の執行 (会計課) 13

○捕獲犬の抑留 (環境政策課) 15

○亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 15

○総合評価一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 16

○総合評価一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 19

○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 22

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

○平成25年度定期監査 26

○平成24年度定期監査結果に対する措置状況 27

○平成24年度行政監査結果に対する措置状況 28

教育委員会欄

—— 規 則 ——

○亀岡市立幼稚園園則の一部改正 29

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 29

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 29

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指
定の取消しの告示 30
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指
定の告示 31
- 亀岡市指定給水装置工事事業者におけ
る事業廃止の告示 31
- 亀岡市指定給水装置工事事業者におけ
る事業廃止の告示 31
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の
告示 32

規 則

亀岡市生活保護法施行細則をここに公布する。

平成25年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第28号

亀岡市生活保護法施行細則

亀岡市生活保護法施行細則（平成13年亀岡市規則第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の施行については、法、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（備付書類）

第2条 福祉事務所長は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 面接記録票
- (2) 保護台帳
- (3) 保護決定調書
- (4) 保護金品支給台帳
- (5) ケース記録票

2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 相談受付簿
- (2) ケース番号索引簿
- (3) ケース番号登載簿

- (4) 保護申請書受理簿
- (5) 医療扶助台帳
- (6) 医療券交付処理簿
- (7) 介護券交付処理簿
(保護申請書等)

第3条 保護の開始又は変更の申請の書面（以下「保護申請書」という。）、葬祭扶助の申請の書面、家屋補修、配電又は水道設備（井戸及び下水道を含む。）の費用の申請の書面及び生業費（高等学校就学費を含む。）の申請の書面の様式は、福祉事務所長が定める。

2 保護申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収入申告書
- (2) 資産申告書
- (3) 同意書
- (4) 次に掲げる書類のうち福祉事務所長が必要と認める書類
 - ア 扶養義務者申告書
 - イ 給与証明書
 - ウ 家賃・地代証明書
 - エ 医療要否意見書
 - オ 結核医療要否意見書
 - カ 精神病医療要否意見書
 - キ 給付要否意見書
 - ク 老人訪問看護要否意見書

3 福祉事務所長は、前項に掲げる書類のほか、保護の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

（決定通知書等）

第4条 保護の開始の申請に係る決定及び変更の通知は、保護決定（変更）通知書により、廃止又は停止の通知は、保護廃止（停止）決定通知書による。

（通知）

第5条 法第19条第2項の規定によって福祉事務所長が保護を実施したときは、第2条第1項各号及び前条に規定する書類の写しを添

付して、速やかにこの旨を当該被保護者の居住地の福祉事務所長に通知しなければならない。

2 被保護者が、その居住地を他の福祉事務所長の所管区域内に移転したときは、福祉事務所長は、速やかに、必要な決定を行い、書面により新居住地の福祉事務所長に通知しなければならない。

3 前項の書面には、次に掲げる書類のうち保護の決定実施上必要と認められる最小限のもの（の写し）を添付するものとする。

- (1) 保護台帳
- (2) 保護決定調書
- (3) ケース記録票
- (4) その他
(検診命令書等)

第6条 法第28条の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書、検診書及び検診料請求書によるものとする。

（調査）

第7条 法第29条の規定による調査の嘱託及び報告の依頼を行うときは、調査依頼票によるものとする。

（扶養照会）

第8条 法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときは、扶養照会書によるものとする。

（入所等依頼書）

第9条 法第30条第1項の規定により被保護者を保護施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、その施設の長又は私人に対して入所等依頼書を交付するものとする。

（医療券等）

第10条 法第34条第1項の規定により現物給付を行うことを決定したときは、次に掲げ

る書類のうち、福祉事務所長が必要と認めるものを交付して行わなければならない。

- (1) 医療券・調剤券
- (2) 治療材料券・治療材料費請求明細書
- (3) 施術券・施術報酬請求明細書
- (4) 施術費給付承認書・施術費給付請求書
- (5) 老人訪問看護に係る利用料請求書
(介護券)

第11条 法第34条の2第1項の規定により現物給付を行うことを決定したときは、介護券を交付して行わなければならない。

(保護金品の支給方法等)

第12条 被保護者等に対して保護金品を交付する場合においては、当該被保護者等から保護決定(変更)通知書又はこれに代わるものの提示を求めなければならない。

(施行の細目)

第13条 様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、福祉事務所長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第162号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱(平成12年亀岡市告示第106号)の一部を次のように改正する。

平成25年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「もつ」を「持つ」に、「かながみ」を「鑑み」に改める。

第3条中「する者」を「するもの」に改め、「別記第1号様式」を「別記第1号様式。以下「申請書」という。」に改める。

第4条中「(別記第2号様式)を」を「(別記第2号様式)により」に、「又は別記第4号様式」を「、別記第4号様式又は別記第5号様式」に改める。

第6条中「社会福祉法人」を「社会福祉法人等」に改める。

第10条第1項中「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第2項中「当該法人等」を「当該社会福祉法人等」に、「、指定介護老人福祉施設」を「指定介護老人福祉施設」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(生活扶助基準等の改正に伴う軽減対象者の特例)

2 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点における軽減者又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費

の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第2条第1項に該当するものについては、第10条第1項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とすることができる。

別記第3号様式（裏）中「介護福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、訪問介護、介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護」を「訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護」に、「軽減措置」を「減額措置」に改める。

別記第4号様式（裏）中「提示」を「提出」に改め、「介護福祉施設」の次に「サービス」を加える。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式（第4条関係）

（表）

社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減確認証 （社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）					
交付年月日					
確認番号					
受給者	住所				
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日			性別	
介護保険被保険者番号 （被保険者のみ記載）					
適用年月日		から			
有効期限		まで			
減額割合		／100（居住費については100／100）			
発行機関名及び印		京都府亀岡市安町野々神8番地 亀岡市 印			

（裏）

<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。</p> <p>二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護です。</p> <p>三 この確認証は、都道府県に申し出のあった事業者のみ有効です。</p> <p>四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額（日常生活に要する費用については食費及び居住費に限る。）が、表面に記載されている減額割合により軽減されます。</p> <p>五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、減額措置の要件に該当しなくなったとき、又は確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を亀岡市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、亀岡市にその旨を届け出てください。</p> <p>七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第163号

下記の自動車臨時運行許可番号は、失効したので告示する。

平成25年8月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
京231 亀岡	平成25年8月6日	省略	平成24年9月27日

「揭示済」

亀岡市告示第164号

亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱（昭和53年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成25年8月15日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第2号アを次のように改める。

ア 道路等（公園等を除く。）に設置された電気事業法（昭和39年法律第170号）第19条第1項により定められた電気の供給約款による公衆街路灯Aのうち、地域住民の利用に供し、自治会等が維持管理を行うものをいう。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 助成基準額 年度当初月（4月）分の公衆街路灯の電気料金（40ワット以下の電灯については、電気料金のそれぞれの区分に応じた金額とし、40ワットを超える区分については、40ワットの区分の金額と同額とする。）に12を乗じて得た額をいう。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施し、平成25年度分の助成金から適用する。
- 2 第2条第3号の規定にかかわらず、平成25年度分については、年度当初月（4月）分の公衆街路灯の電気料金に1を乗じて得た額に、5月分の公衆街路灯の電気料金に11を乗じて得た額を加えた額を助成基準額とする。

「揭示済」

亀岡市告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

平成25年8月20日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 介護保険事業所番号
2691600072
- 2 事業所の名称
小規模多機能ホーム 亀岡清泉荘
グループホーム 亀岡清泉荘
- 3 事業所の所在地
京都府亀岡市曾我部町南条下河原8番
- 4 申請者
ケアコミュニティ株式会社
- 5 サービスの種類
小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
- 6 指定年月日
平成25年8月20日

「揭示済」

亀岡市告示第166号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成25年8月21日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成25年度市民税・府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第167号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成25年8月28日から平成25年9月10日まで一般の縦覧に供する。

平成25年8月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 12019
- 2 路線名 小川千代川駅線
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市千代川町今津1丁目119番4先から 亀岡市千代川町小川1丁目20番先まで	前	$\frac{2.08\text{m}}{7.03\text{m}}$	524.22m	
亀岡市千代川町今津1丁目119番4先から 亀岡市千代川町小川1丁目20番先まで	後	$\frac{2.08\text{m}}{7.42\text{m}}$	524.22m	

「揭示済」

亀岡市告示第168号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成25年8月27日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成25年8月28日から平成25年9月10日まで一般の縦覧に供する。

平成25年8月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 12019
- 2 路線名 小川千代川駅線
- 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市千代川町今津1丁目119番4先から 亀岡市千代川町小川1丁目20番先まで	2.08m	524.22m	
	7.42m		

「揭示済」

亀岡市告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第91条第2項の規定により、次の者に対し、平成25年8月30日亀岡市条例制定請求代表者証明書を交付した。

平成25年8月30日

亀岡市長 栗山正隆

住 所	氏 名
省略	池上 素子
省略	小倉 彩
省略	大江広一郎
省略	桑本 佳和
省略	豊田 覚司
省略	西本 好江
省略	野崎 真
省略	平井 知世
省略	向井 弓子
省略	八木 英敏

「揭示済」

亀岡市告示第170号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年8月30日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0118-33003

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年4月2日
- 3 無効になる日
平成25年8月30日

「揭示済」

最低売却価格の有無	最低売却価格を設定します。 最低売却価格 69,300,000円
土地の利用	入札する物件は、次の土地利用条件が付されます。 ア 亀岡駅周辺がにぎわうような土地利用を、落札者自らが事業主となって実施すること。 イ 本物件は、今日までに給水を受けた経過がなく、新規に給水管の設置が必要となりますので、上下水道部水道課と協議を行ってください。 ウ 公共下水道にも接続された経過もなく、新規に接続の手続きが必要となりますので、上下水道部下水道課と協議を行ってください。
土地の用途制限	入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付されます。 ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。 イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第2条に規定する「廃棄物」の処理業の用途に供しないこと。
無効な入札	次の入札は無効になります。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 指定の時刻までに提出しなかった入札 ウ 所定の入札書によらない入札 エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札 オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札 カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 ク 入札金額を訂正した入札 ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札 コ 指定に日時までに事前申込をしなかった者がした入札
落札者の決定方法	最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札された方を落札者とします。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。
入札保証金 契約保証金	入札保証金（金融機関が振り出した保証小切手）は、入札額の5%以上 契約保証金は、契約金額の10%以上
その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地売却について（元亀岡駅前整備事業用地）」でご確認ください。
問合せ先 申し込み先	亀岡市会計管理室 会計課 25-5050（直通）

「揭示済」

亀岡市公告第37号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ
り公告する。

平成25年8月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

- | | |
|--------|---------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成25年7月29日
午後4時頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市旭町 |
| 3 種類 | 雑種 |
| 4 毛色 | セーブル |
| 5 性別 | 雌 |
| 6 体格 | 中型 |
| 7 犬の鑑札 | なし |
| 8 注射済票 | なし |
| 9 その他 | たれ耳 |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成25年
8月5日）までに引取りのないときは処
分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第38号

土地区画整理法（昭和29年法律第119
号）第10条第1項の規定により亀岡市篠町篠
牧田土地区画整理事業の事業計画の変更を認可
したので、同法同条第3項において準用する同
法第9条第3項の規定により公告する。

平成25年8月13日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の住所及び名称
京都市右京区山ノ内荒木町7番地58
株式会社 嵯峨野不動産
- 2 事業施行期間
平成22年12月20日から
平成26年3月31日まで
- 3 施行地区
亀岡市篠町篠合戦野、牧田、松ヶ池及び
芦原の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
京都市右京区山ノ内荒木町7番地58
- 6 施行認可の年月日
平成22年12月20日
- 7 変更認可の年月日
平成25年8月13日

「揭示済」

亀岡市公告第39号

総合評価一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年8月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

道改第7号 市道池尻宇津根線道路改良工事（その4）

(2) 工事場所

亀岡市河原林町勝林島他地内

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

工事延長	L=390.0m	W=10.75m
土工		1.0式
排水工	U型側溝工	L=358.0m
	自由勾配側溝工	L=350.0m
	街渠柵工	N=19.0箇所
	街渠工	L=67.0m
	縁石工	L=418.7m
舗装工	車道舗装工	A=2730.0㎡
	歩道舗装工	A=1373.0㎡
付属施設工		
	転落防止柵	L=245.0m
	車止め工	N=4.0箇所
	警戒標識柱	N=2.0箇所
	道路照明工	N=2.0箇所
	防犯灯移設工	N=4.0箇所
(5) 予定価格（税込）	50,739,150円	
	（入札書比較価格 48,323,000円）	
(6) 工期	契約日の翌日から平成26年3月31日まで	

(7) 部分払 無

(8) 前金払

有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

2 入札参加資格要件

- (1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木工事）が1件以上ある

場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成25年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (4) 亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱に掲げる指名停止を行われている者は、入札に参加することができない。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が

5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年8月16日(金) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年8月16日(金) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年8月21日(水) 午前9時から午後5時まで 平成25年8月22日(木) 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年8月26日(月) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年8月20日(火) 午後3時まで 設計図書に関する質問 平成25年8月27日(火) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年8月29日(木) 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年9月11日(水) 午前9時から午後5時まで 平成25年9月12日(木) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年9月13日(金) 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札価格が予定価格（税抜）の制限の範囲内で、入札価格と技術評価等に関する資料の評価結果に基づき、算出された評価値の最も高い者を落札者とする。評価値とは、標準点（100点）に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたものを当該入札者の入札金額で除して得られた値を指す。ただし、入札価格が最低制限価格未満の者は失格とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 落札者決定後に総合評価に関する審査結果を公表する。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第40号

総合評価一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年8月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

- (1) 工事番号及び工事名
道改第8号 市道南掛栢原線道路改良工事
(その2)
- (2) 工事場所 亀岡市東別院町鎌倉地内
- (3) 工事種別 土木工事
- (4) 工事概要

工事延長	L = 292.4m	W = 5.0m
土工		一式
擁壁工	大型ブロック積擁壁	L = 29.3m
排水工	プレキャストU型側溝	L = 109.7m
管渠工	φ300	L = 28.6m
舗装工	表層（再生密粒度As）	A = 1641.3㎡
	上層路盤（RM-30）	A = 700.8㎡
	下層路盤（RC-40）	A = 715.3㎡
付属施設工		一式

- (5) 予定価格（税込） 38,480,400円
 （入札書比較価格 36,648,000円）
- (6) 工期 契約日の翌日から180日間
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払
 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払
 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

2 入札参加資格要件

- (1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は

認めない。

- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成25年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱に掲げる指名停止を行われている者は、入札に参加することができない。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年8月16日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年8月16日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年8月21日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年8月22日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年8月26日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年8月20日（火） 午後3時まで 設計図書に関する質問 平成25年8月27日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年8月29日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年9月6日（金） 午前9時から午後5時まで 平成25年9月9日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年9月10日（火） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札価格が予定価格（税抜）の制限の範囲内で、入札価格と技術評価等に関する資料の評価結果に基づき、算出された評価値の最も高い者を落札者とする。評価値とは、標準点（100点）に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたものを当該入札者の入札金額で除して得られた値を指す。ただし、入札価格が最低制限価格未満の者は失格とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出

する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) 落札者決定後に総合評価に関する審査結果を公表する。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第41号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年8月22日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

25政第1号 (仮称)南つつじヶ丘コミュニティセンター建設工事(建築)

(2) 工事場所 亀岡市南つつじヶ丘大葉台地内

(3) 工事種別 建築一式工事

(4) 工事概要

(仮称)南つつじヶ丘コミュニティセンター建設工事(建築)

- ・コミュニティセンター建設に係る建築工事 一式
 - ・コミュニティセンター建設に係る機械設備工事 一式
 - ・上記に係る外構等の付帯工事 一式
- (5) 予定価格(税込) 96,106,500円
(入札書比較価格 91,530,000円)
- (6) 工期 契約日の翌日から平成26年3月17日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払
有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (9) 中間前金払
請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内保証事業会社の保証が必要)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

2 入札参加資格要件

- (1) 平成25年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事(建築一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成25年4月1日以降の建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱に掲げる指名停止を行われている者は、入札に参加することができない。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。
配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が

3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成25年4月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年8月22日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年8月22日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年8月29日（木） 午前9時から午後5時まで 平成25年8月30日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年9月3日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年8月27日（火） 午後3時まで 設計図書に関する質問 平成25年9月6日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年9月11日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年9月18日（水） 午前9時から午後5時まで 平成25年9月19日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年9月20日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札価格が予定価格（税抜）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、入札価格が最低制限価格未満の者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

任免及び辞令

狭川利幸

亀岡市国民健康保険運営協議会委員に委嘱します

任期は平成26年1月31日までとします

平成25年8月1日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年8月1日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

- 1 監査の種類 平成25年度定期監査
- 2 監査の対象 亀岡財産区外29財産区に係る平成24年度の財務に関する事務
- 3 監査の期間 平成25年6月26日から平成25年7月23日まで
- 4 監査の方法 総務部から事前に資料の提出を求め、これに基づいて関係各出納員等から事務の執行状況を聴取するとともに、諸帳簿の提示を求め監査を実施した。
- 5 監査の結果 亀岡財産区外29財産区の予算の執行並びに事務処理については、おおむね適正になされていた。

以上のとおりであるが、監査の執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指摘をしたところである。

「揭示済」

亀岡市監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市病院事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年8月22日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

平成24年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>市立病院（病院事業会計）</p> <p>委託業者駐車場、納入業者等駐車場の収入事務において、納入通知書の歳入科目が一部しか記載されていないものや納入通知書の納期限が記載されていないものがあった。</p> <p>地方自治法施行令により、納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならないと定めている。</p> <p>納入通知書に歳入科目及び納期限を記載し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>納入通知書において、歳入科目・納期限を記載するようにした。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市病院事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年8月22日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

平成24年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>市立病院（病院事業会計）</p> <p>(1) 減免基準に基づく決定は適正に行われているか。</p> <p>駐車の許可は駐車許可願（証）により確認できたが、減免の決定については確認する書類がなかった。</p> <p>については、駐車場における減免の決定について、申請書等を整備するよう改善されたい。</p> <p>(2) 施設使用料の減免の事務手続きは適正に行われているか。</p> <p>駐車場の減免の決定について、亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例第4条第1項には、「管理者は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。」とされているが、決裁権者以外の決裁となっていた。</p> <p>については、駐車場における減免の決定について、特に専決の定めがない場合は、病院事業管理者による決裁となるよう改善されたい。</p>	<p>申請書を「駐車場許可願兼使用料減免申請書」と変更し、申請文においても、減免申請であることを明記した。</p> <p>管理者の決裁欄を設けた。</p>

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月1日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第5号

亀岡市立幼稚園園則の一部を改正する規則

亀岡市立幼稚園園則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（園児定員）

第5条 園児の定員は、160人とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第39号

平成25年9月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成25年8月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成25年9月3日から
同月7日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第40号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成25年8月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成25年9月3日から
同月7日

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第15号

亀岡市下水道排水設備指定工事
業者指定の取消しの告示

平成25年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第9条第1項の規定により亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定辞退届が提出された。

よって、同規程第10条第1項の規定により指定を取り消し、同規程第15条第1項第2号の規定により告示する。

記

1 辞退した日

平成25年7月19日

2 辞退した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
100	有限会社 山田設備	代表取締役 山田 己義	亀岡市千歳町千歳 山ノ口35番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第16号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成25年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成25年8月1日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
278	山田設備	山田 己義	亀岡市千歳町千歳山ノ口35番地

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第17号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

平成25年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
103	田中設備工業	田中 生幸	京都市西京区桂池尻町50-26

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第18号

亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示

平成25年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
115	有限会社山田設備	代表取締役 山田 己義	亀岡市千歳町千歳山ノ口35番地

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第19号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

平成25年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成25年8月1日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
268	山田設備	代表者 山田 己義	亀岡市千歳町千歳山ノ口35番地

「揭示済」